

整理番号：2－4

提言題名：猫の放し飼いを規制する制度整備と行政対応について

【提言要旨】

私は●在住の者ですが10年以上にわたり、近隣住民による猫の放し飼いで庭の芝生・花壇が継続的に糞尿被害を受け続けている深刻な状況にあります。芝生は枯れ、花壇は荒らされ、清掃や補修に多大な時間と費用を費やしてきました。しかし、状況は一向に改善されず、生活環境は著しく損なわれています。

現状、猫の放し飼いを直接規制する条例や罰則が存在しないため、被害を受ける側が長年にわたり負担を強いられています。行政として対応が不十分なまま放置されていると言わざるを得ません。つきましては、市として以下の点について早急かつ実効性のある対応を強く求めます。

- ・猫の放し飼い禁止、または厳格な飼育管理義務を課す条例の制定
- ・継続的な迷惑行為に対する指導・罰則の導入
- ・適正飼育に関する啓発活動の強化と、違反者への明確な対応方針の提示

生活環境を侵害する行為を放置することは許されません。市民が安心して暮らせる環境を守るためにも、早急な制度整備と行政対応を強く要望いたします。
(令和8年3月受付)

【回答要旨】

ご要望いただきました「猫の放し飼い禁止等の条例制定」および「指導・罰則の導入」について回答させていただきます。

現在、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、茨城県におきましても「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」が定められております。本市といたしましても、この県条例の趣旨に基づき、飼い主に対し猫の屋内飼育の推奨や適正な飼養について周知啓発を行っているところでございます。

ご提案いただきました条例の制定や罰則の導入につきましては、法律や県条例との整合性と、これまでの飼育習慣という観点から、慎重な検討を要する課題であると認識しております。また、具体的な個別のトラブル対応につきましては、専門的な知見を有する茨城県動物指導センターと連携し、必要に応じて指導や助言を行う体制をとっております。

市といたしましては、今後も引き続き、ホームページ等を通じて「猫の屋内飼育」や「適正飼育」に関する啓発活動を強化し、飼い主に対して責任ある飼養を促してまいります。また、近隣トラブルにつきましては、状況に応じて当課より飼い主へ適正飼育の指導を行うことも可能ですので、被害が続くようであれば具体的な場所や状況について改めてご相談いただけますと幸いです。

市民の皆様が安心して暮らせる環境づくりは、本市にとっても最優先の課題の一つです。頂戴しましたご意見を真摯に受け止め、より良い生活環境の維持に向け、可能な限りの対応を検討してまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(環境対策課 令和8年4月回答)